

## 東広島市農業委員会令和3年7月（第7回）総会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月29日(木) 午前10時00分から11時32分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 20人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水寿昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	7	岡土居正弘
8	古本啓之	9	大月みどり	11	黒川克輝
12	荒谷義憲	13	住井正美	14	古川國昭
15	原茂正	16	吉高信夫	17	長原毅
18	在間輝昭	19	仲伏英雄	20	杉本源藏
21	脇坂俊之	23	古川みどり		

- 4 欠席委員 4人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	小倉亜紗美	10	岡本義則	22	高尾昭臣
24	瀬戸則昭				

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者  
議長(会長) 14 古川國昭 委員 15番 原茂正 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第33号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農地利用計画）の変更に対する意見決定について

- 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 36 号 空き家に付属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 26 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
報告第 27 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本	越	秀	己
局長補佐	大	下	宏	治
局長補佐	定	井	芳	紀
農地係主査	津	山	隆	之
農地係主任	和	田	麻	依子
農地保全係主任主事	坂	見	浩	充
農地保全係一般事務員	西	田	直	子

(農業委員会事務局以外の職員)

農林水産課担い手支援係主査	崎	里	恵
農林水産課担い手支援係主任	豊	田	宏

議 長	<p>それでは、これより7月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>在任委員数24人中20名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、14番の古川委員さん、15番の原委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和3年7月29日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和3年7月29日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>それではまず、議案第33号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課より説明をお願いいたします。</p>
崎 里 主 査	<p>それでは、議案第33号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>これより着席して説明いたします。</p> <p>配付させていただいております議案第33号別紙をご覧ください。</p> <p>本案は、本年5月に受付いたしました農業振興地域の農用地区域からの除外申出等に伴い、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する必要が生じたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点について、概要をご説明いたします。</p> <p>議案の3ページをお開きください。</p> <p>農用地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案においては、住宅や太陽光発電などを目的とした24件の申出に基づくものと昭和51年に住宅用地に転用許可済みで市の職権判断によるもの1件を合わせ、約21,001㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、従前の手続に従い、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外の可否判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申出地における土地改良事業の有無は6ページをご覧ください。</p> <p>その結果、一覧表にあります25件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項等の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更之际には、編入及び用途区分変更の申出はございませんでした。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては9ページ及び10ページに記載しておりますので、適宜ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ご意見はございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第33号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」、異議のない旨を東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

	＜ 全員挙手 ＞
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第33号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の方、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	＜ 崎里主査、退出 ＞
議長	<p>次に、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主任	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第34号について説明いたします。</p> <p>今月は9件の申請がありました。内訳は5ページに記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、100-1について説明します。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、101-2でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、102-3でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、103-4でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、104-5でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、105-6でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、106-7でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、●●の役員をされています。自身が経営する庭園に近接した休耕田を譲受けすることになり、農業経営を通じて地域社会に貢献していくことを目指し、このたびの申請に至ったものです。申請地の一部ではハウスを建設し、天候に左右されず、農薬や化学肥料を使わないレタスを育て、露地栽培としてはキャベツやブロッコリー、大根、ジャガイモなどの野菜を作付し、JAやスーパー、病院介護施設等に出荷する予定です。長年農業を行っている経験者を農業指導員として迎え、技術指導を受ける予定です。必要な農機具も保有されています。なお、申請地は水はけが悪く、野菜作りに適した土壌環境を整えるため、農地取得後に農地改良を行う予定となっております。</p> <p>続いて、107-8でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、108-9でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、9件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p>

和田主任	以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
長原委員	聞いてみたいところは、106-7、●●●●さん。この人は、●●歳と言っておりましたけども、農業経験は全然ないはずですよ。●●の代表でしょう。そういう人が●●歳の方が4反5畝かな、田んぼを買って、それでハウスを建てて、これは大うそですよ、間違いなく。今まで転用が再三再四出ました、数年前から。転用違反ばかりじゃないですか。結果、田んぼが●●の庭園になっとるじゃないですか。それから、その庭園の入り口のところへ農業用施設を建てるといって転用許可が出ました。何ですか、それは。農業用施設じゃないですよ。邸宅ですよ。そういう人を、この所有権移転は絶対駄目ですよ。それから、●●でも土地を買って梅を植えるという話がありました。それも、結果的に承認はしませんでした。要は土地転がしなんじゃ。結果的にこれは多分、●●の隣の田んぼだろうと思うんですよ。ほいで、今話を聞くと、土地改良せにゃいけん。これは庭園の敷地になりますよ、間違いなく。何がハウスですか。そういうことは絶対ありません。はっきり申し上げますよ。今まであんた、守ったことがない人ですから。そういう人にこういう土地を渡すことはできませんよ。よく物を考えてください。過去の事例、過去の経緯を全部精査をして、それからやってください。それでない限りは駄目です、こんな人。大うそばかりですよ。過去やったことが全然実行されてないんですから。そう思いません。会長さんはおられたんでよく知っておられるでしょうが、農業委員会の総会で大変もめましたよ、その件については。ほいじゃけえ、仕方がなく許可を下ろしてきたんですよ。それがまたこういうことをやるというのは絶対駄目です。 以上です。
議長	今質問があった件ですが、年齢が●●歳ということなんですが、連帯では4人で農業に詳しい人を奥さんとほかに雇ってやるということが前提で、今のブロッコリーとか、土地改良も、確かにあっちはやおい田んぼです。じゃけえ、それによって改良してからそういうものを作っていくというふうに申請をされております。そういうことで3条が出とんで、うちのほうもその内容については申請があったもの確認をしながら今後はやっていきたいと思えます。
長原委員	私が言いたいのは、とにかく過去のことを精査をして、それからこれを受け付けるべきですよ。どういうことをやったのか。違反ばかりじゃないですか。精査をしてから話をしてください。精査をして、それから今回の分を受け付けるということでないで駄目じゃないですか。うそばかりですから。間違いありません。田んぼを買うちゃあ、あんた、●●庭園の庭園にしてしもうとるじゃないか。そのときだって梅とか桃とかを作るといって、大うそですよ。庭になっとるじゃないですか。石と松とか云々とかというものを全て植えとるじゃないですか。これは農作物じゃないですよ。
議長	今言われたように……。
長原委員	精査をしてやってください。駄目です。
議長	●●は、申請は●●さんの申請ではなかったですよ、今言われたね。じゃけえ、それとは別個に切り離して、今は新しく申請いただいた。
長原委員	●●歳になってやる人もおるでしょう、そりゃ間違いなく。今までずっと農業に携わった人は、●●歳じゃろうが何ぼじゃろうがやりますよ。しかしながら、この人は農業の経験がないですよ。●●ですよ。●●なんですよ。●●の人が●●歳の今の年齢になって農業をやろうということは絶対あり得ません。しょうがないから、4人ぐらいの雇人を雇うてやると言おうだけの話。
議長	それも、農業をやるための必要な……。
長原委員	そりゃ、その申請をするならそういうて出ますよ、そりゃ当然。

窪田委員	<p>今、長原さんが言われることは、私は4年目になるんですけど、初めて聞いたんですけど、言われるとおりでらうと思うんです。それは、過去の申請の名義人は誰か分かりませんが、誰かが同じような申請をして結果、今は庭園になつとるということであれば、これはちょっと問題だらうと思うんです、この申請も。本人ですからね、これ、兩人とも。●●歳。これはちょっと申請自体が信じられませんよ、正直。だから、ここが転用の利く農地であるんなら、はっきり庭園にしますから農地転用させてくださいよということであれば、それが一番すっきりするだらうと思うんです。農園にしますと、野菜作ります、農地改良しますと。許可してください。誰ですか。●●です。●●●●です。この人の関係の人が今までどんなことをしてたんですかということをやちゃんと説明、今言われた精査して、この申請が正当なもんかどうかというのを委員の皆さんが、おお、そりゃええやろと言われるんであればそれでいいんですけど。ちゃんと過去のことも整理して示していただきたいと思うんです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3条の場合は新しく●●歳の方で農園にということなんですが、以前の分は●●は●●さんじゃなしに、もうよそのほうになつとりますんで、これとは直接は…</p>
住井委員	<p>それは農業委員会へ出た、前。その分は。名義が変わった分。出てなかりう。出た。事務局、出たか、あれ。農業委員会に。買ったときの。柿じゃ梅じゃというて●●さんが買って名義が変わったとき。誰が出したか知らん。出てなかりう。覚えがないで。</p>
大下局長補佐	<p>駐車場で出てました。</p>
住井委員	<p>いや、駐車場じゃない、それよりもう一つ前よ。最初に土地を買うたときよ。柿じゃ梅じゃというて植えるというて、しょっぱなよ。8年ぐらい前になる。8年とは言わん前じゃ。</p>
和田主任	<p>過去の経緯なんですけど、今回の譲受人さんの名義で3条で農地を取得されたことはありません。ご親族の方が付近の農地を取得されて、それが後に庭園の駐車場で転用されて……。</p>
住井委員	<p>それよりもう一つ前で。まだ前で。まだもう一つ前で。そりゃ新しいが、そりゃまだ、駐車場の分は。しょっぱなのできる前で。買ったときで、しょっぱな。</p>
荒谷委員	<p>担当者は見てないんで分からない。</p>
住井委員	<p>いや、書類上に残つとるはずよ。じゃあ、保留じゃ、これ。保留せえ、保留。来月に回せえ。時間かかるけえ。</p>
大下局長補佐	<p>すいません、事務局の大下です。今おっしゃってるのは●●本体のことだと思うんですけども、あそこは田であったところを許可を得ることなく、すいません、当時庭園のような形に変えられていったという実態がありまして、それを5条で転用の許可申請を出されたのが現在の受人さんということで、その当時の議事録も相当、委員会で議論をいただいた上で、結果として転用を認めるという形で許可を取られたというのがこの受人の経緯でございまして、その周りで最初おっしゃられた農地を取得して結果的に駐車場なり太陽光設備に変わっていったというのはご子息の方ですね。この方は直接的には今回の申請とは切り離れた形で、それも議論があったのは3条で取得した後に農地として使用してないではないかということが議論になったということは議事録でも確認はいたしました。その後に果樹等を植えられ3年経過したということで、結果的には転用されたという案件にはなっております。今回の受人さんはそういった面では直接的な意味で言えば農地を取得したことはない方で、年齢等実際に行い得るかという疑義を出されておるんですけども、一応営農計画等詳細な内容を突き詰めて出していただいて、こういった形で労働しますという形で整えられて提出をされたということでございます。これはあくまで事務的な説明でございまして、そういう形になっております。</p>

古川（國） 委 員	最後に3条で駐車場になつるところ、果樹を植えるというて見に行ったら、棒のような梅とかなんとかが植えてあって、とても果樹とは認められないと、こういう議論をしたことがあるんですけど、そのままになって至った経緯があります。
議 長	暫時休憩させていただきます。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	再開させていただきます。 今までの、岡土居さんとか何かあったらどうぞ。
岡土居委員	7番の岡土居ですが、私も長いことずっとおるけど、初めからのいきさつは知つとります。ただ、あのときには息子さんの名義で全部出されたんですよ。ほいで、今度はお父さんですが。所有権というものは息子が、わしが女房のものを勝手に売れるわけでもないし、それから人の所有権が違ったら自由にできるんかということが私は一番心配なんです。息子がやったけえ、今度はおやじがやるというときに、それが法的にいけんということができるんか、そこらが私は一番懸念しとるんです、法的に。 以上です。
議 長	担当地区の木原委員さん、何かあったらよろしくお願いします。
岡土居委員	木原さんは前のことじゃけん。今はこれは違うわ。
台川委員	5番台川です。今回これが通つたとして、担当地区の木原委員さんが小まめに見ていただいて、もし違反した場合に何かする対抗策はあるんです、違反した場合。何かおかしいと、土地を整地した場合、木原委員さんが事務局にそういうことをやってるよという報告をされた場合に、何か対抗策はあるんです、これを通したら。取り消すとかというのができるんですか。できます。それをちょっとお聞きしたいんです。できないのであれば慎重にしてやっていただけたらと思います。取り消すとかということができないのであれば。
大 下 局 長 補 佐	今のご質問なんですけど、仮に3条で許可を得て農地を取得して耕作を始められたと仮定して、その後要件を満たさないような無許可の転用のようなことが行われた場合には、農地パトロール等様々な形でそれが発見された場合には、事務局はまず指導をしに行きます。そもそもそれが許可要件として通らないのであれば許可は取れませんと、現状で復旧してくださいという指導をずっとやっていくと。最終的には法的な命令等も可能なんですけど、そうでない場合、3条で取得した農地を転用できないかといえはそういうことはなくて、転用できる案件、しかも許可なく勝手に農地じゃないものに利用するというのは非常によくはないとか適切ではない形なんですけど、許可し得るような内容であれば事後に転用の許可申請をされる場合もあります。流れとしては、やはり農地は農業をするために取得するものなので、それはそうでない形としては指導していくというのがもちろん原則になってきます。
台川委員	今までそうやって許可して、近くの農業委員さんがちょっとおかしいことになつとるよといった場合、3条が取り消されたことはあるんでしょうか。
大 下 局 長 補 佐	3条の許可を得られて、通常でしたら許可を得られて許可証を持って登記を変えられて、実際営農が開始されているかどうかというのはあるんですけど、一旦名義を変えられますと許可の取消しというようなことは手続としては用意はされてないです。
台川委員	許可の取消しはできないということですか、何かおかしいことになった場合。だったら、もう慎重にやらざるを得ないです。取り消すことができるのであれば木原委員さんにしっかり見張っていただくという方法もあるんですけど。
大 下 局 長 補 佐	すいません、許可の取消しができる場合は、3条でいけば名義変更、所有権移転されてしまうと法的な移転の効果、新しい法的効果が生じておりますので、その前提となる3条許可を取り消すということではできない。登記を変えられる前に、例えばけが、病気等で突然、農業をするつもりができなくなったという方が実際いらっしゃるとすれば、登記が変わってなければ取り返しがつく段階ですので、許可の取消

大 下 局 長 補 佐	しは認められるという形になります。 ちょっとすいません、補足で。3条を取得した後に勝手に許可を得ることなく事実上の転用をされた場合は、法的な縛りは規定は書いてないんですが、広島県下においては3年3作を必ず守ってくださいと、3条取得された方はですね。それが守られていないということが確認できれば、たとえ5条の転用が可能な内容であったとしても許可申請は受け付けてはおりません。実際にそういう案件もあります。
岡土居委員	私が言うたのを説明してくださいや。名義が、人間が違うのを、親子じゃろうが名義が違うたら土地がまたどがんしてもできやせんじゃけえ、それが息子がええかげんなことをしたけん、今度はそれはいけん、ほいじゃあおやじがやった、一家はそれができるかと思うんですよ、法的に。できんとわしは思う、所有権の問題。息子が悪いことをしたけんというて法的に引っかかるとるわけじゃないんじゃけえ。それもあるし、もう一点は今度はおやじがやるんじゃな、息子がええかげんなことをしたけん、みんながおやじがやるんがいけんと言ようんじゃろ。それぐらいのことが当の息子がええかげんなことをしたけえ、今度はおやじがやりや法律的に通る、それが。それが一番心配なん。 以上です。 説明してや。
大 下 局 長 補 佐	事務局、大下です。農地法では、息子、家族、どういった関係であれ、その他別の方がやられたものとそうでない方がやられたこととの関連性を縛るような規定はないので、行い得ると、規制するものはないということでございます。ご子息がされたことに対してその周りの方が何かをされようとしたときに、別人格の方が何か申請を持ってこられたときに規制することはできないのか、そんなことが認められるのかというご質問だと受け止めたんですが、それを規制するものは、すいません、ございません。
本越局長	今、岡土居委員さんの意見に対して大下が言ったように、今までこの該当場所は、今ちょっと説明させてもらったように、同じ系列の人ではあるんですけど、今回この農地を所有しようとした人とは全然別個の別人格の方なので、その別人格の方が以前こういうことをやったとって今回この人が信用できないとかこの人を認めないとかは理由には成り立たないところがありますので、今回例えばこの人が以前も同じようなことをやっておれば信用ならんということにはなろうかと思うんですけど、今回この方のお名前が出るのは初めてですので、以前の同じような該当場所での要件には当てはまらないと思います。
岡土居委員	分かりました。
古川(み) 委 員	すいません、23番古川です。労力総数が5人って書いてあるんですけど、これは奥さんとか子供さんですかね。
和田主任	こちらの5名の労力なんですけれども、本人、あと妻及び口上で説明いたしました農業指導者1名と、ほか作業員として2名、3名雇用をされる計画で、本人と妻と3名の雇用の方で農作業を行われるという予定です。
古川(み) 委 員	分かりました。
窪田委員	さっき事務局長が説明したんですけど、この人の名前で出たのは初めて、それはそうなのかも分かりませんが、関連のいわゆる一族の方がその庭園ができる当時からいろいろ何回か問題のある農地法関係の手续を取ったということで、なかなか納得できん部分が皆さんあるんだろうと。だから、これはもう一回整理し直して、私は一番いいのは庭園のそばでやるんなら庭園にあるからというて農振除外の手续を取って農地を購入しますと、5条の手续をやってもらうんが一番いいんだと。まず、その申請どおりにハウスを造って野菜を作りますということにはまずならないと思う。農地改良しますということで農地は改良されるでしょう、それは。造成されませんがね。その後は何をやってもいいわけですから。3年3作で果樹を植えてますよ、じゃあ転用しますということに恐らくなるんじゃないのかなと。だから、これ

窪田委員	は本当に農業をやるための3条の手続なんだなということで皆さん賛成されますかと言われると、手は挙げられません。
住井委員	じゃけえ、保留にすりゃええんよ、これを。
大下局長補佐	すいません、事実関係だけなんですけども、今回3条で取得を希望されている農地の周りは今後5条で出てくるんです。今日の議案の第33号の農業振興地域の農振除外の件の中におるんですけども、今回取得しようとする農地の周りがキャンプ場にされるということで、庭園の2分の1までの拡張という形で、農地取得でない形で出される予定となっております。そういう議論も事務的にあったんですが、そのキャンプ場、要は5条でやりたいことがあれば5条で正規の手続を取っていただければいいということはこちらもちろんお伝えしておりますし、先方もそれは了承されているというふうに理解しておりますが、今回の件は先方はどうしてもその中で農業をやりたいと、高齢ということもおっしゃっていましたが、ということで出されたということで、いろいろすいません、事務的なことで申し上げればそういった確認をいろいろさせていただいて、おっしゃっている今までの経緯も含めて申し伝えておりますし、相手方もそれはもちろん分かった上での話としてどうしてもこの3条で出すんだということではありましたが。
窪田委員	結局怪しいと思いながら事務的な手続で仕方ないなということで今日出たということですか。
本越局長	あくまで事務局は、3条にしても5条にしても受け付けるに当たってはこの人は怪しいからどうこうとかということとは言えないので、書類上、例えば今回3条ですが、営農計画が出されて、その営農計画が今回ですとハウスを建てるとかレタスを作るとかというのは営農計画の中で担当委員さんにも確認をして、できるという判断があったので、一応3条としては、農業をしたいという意思のものが3条申請ですの、運営計画も一応出来るという判断の下で受けております。
窪田委員	いずれにしても、これはやっていっても今日結論は出ないと思うんですけど、私もさっき言ったように、この議案に賛成しますかという賛成はできませんので、皆さんどうか分かりませんが、皆さん首をかしげてる状態じゃないかと思うんですけど、それは決を採ろうとされるならそれは仕方ないと思うんですが、私は一旦保留で先送り、来月もう一度皆さんが納得できる説明をされて提出されたほうがいいんじゃないかと思えます。
大月委員	9番大月です。事務局としては今後事務的な書類を精査しようにも、彼が最初の申請で新規就農という、びっくりしたんですけども、名義が違えば新規就農になるんだなということですが、私が思うのは3年3作ということが、土地所有が移転して3年たって、それまでに指導の下にハウスを建てます、キャベツを植えますという中に、いやあとというてまた梅の木を植えたり野菜の苗をちよろちよろと植えて、それで3年を待って転用するような転用なら、やっぱりそれはもう今後は認めていたらいけないと思うんです。それと、確かに私がそこの担当委員だったらばすごい荷が重いことです。ですが、そこの担当委員さんが責任を持ってと言うまでもないですが、これは事務局と相談しながらちゃんと指導していく。それで、計画書にのっとった、土を入れて湿気対策をしてハウスを建てて、それから3年するまで転用は許さないみたいな、そういう約束事がない限り、何か難しいような気がします。
長原委員	会長、皆さんの意見が相当出ましたよね。それで、今回については多分保留ということであるべきじゃない。時間を無駄に使わないでください。早く結論を出してください。コロナでしょう。短時間でやるということになつたのに、今20分も30分もそこで議論しとっちゃ駄目ですよ。皆さんの意見を聞いたんだから、もう結論を出してください。精査をするということで、今回は保留ということでやってください。 以上です。
議長	今、長原委員さんからもあって、窪田委員さんほかたくさん意見があったようには思うんですが、一応今回保留にするにしても、次提出ということになると、内容的

	<p>にどういうふうな対応かというのをまた話を聞かせてもらわにゃいかんと思うんですよね。特に長原委員さんとか、その分はよろしいですか。今日保留にして来月が出すときに、事前のやっぱり次を出すのに意見等も話を聞かせてもらいたいと思うんですが。窪田さんも。よろしいですかね、そういうことについては。</p>
窪田委員	<p>出そうと思うんですがどうですかねというて聞かれる分はそれは意見をしますけれど、とにかく今日はもうやめましょう。</p>
議 長	<p>分かりました。ほいじゃあ……。</p>
本越局長	<p>すいません、皆さんの今たくさん出た意見を踏まえると、今回結論が出しにくいということなので、次回に延ばすということにさせていただく際に、次回協議させていただく中で、この3条についての資料というのは一応さっき言ったように事務局的にはもう全て受け付けてますので、その後何をもって、例えば委員さんが当事者に意見を聞きたいとかということがあったら別にこの総会に当事者を呼ぶこともできますので、というところを決めていただいたら多分来月実際にまた改めて協議させていただくときに当事者を呼んで意見を聞くとか、例えばこういったもんをさらに向こうから取り寄せるといふか要求して、それを基に今後また来月協議させていただくとかというのをちょっとお話しいただいて、今回は結論が出ないという判断の下に保留ということにさせてもらえればと思うんですが、当事者を呼ぶというのはいかがですか、例えば。</p> <p>どうしても事務局は提出された資料を基にしか説明ができないので、皆さんの考えに対する当事者の意見を答えられないので、そういったのも一応規定上はできるようなになってますので、そこらが次回に延ばすに当たってちょっと皆さんのご意見をいただければと思うんですが。</p>
長原委員	<p>今回皆さんが意見を出しとんじゃないですか。それを整理をして先方に伝えりゃいいんじゃないんですか。やってくださいよ。今まで20分も30分も農業委員さんが意見を出しとるじゃないですか。それを事務局として整理をして相手に伝えりゃいいんですよ。どうしてこれをやらにゃいけない。3条を許可せにゃいけん何かあるんですか。そういうことはないでしょう。市長から言われたり、そういう外的な誰から話があつとるの。みやすい話でしょうが。委員さんがいろいろ言ようるんじやから、その意見を整理をして次回出しゃいいんじゃないですか。</p>
本越局長	<p>次回出すに当たって、皆さんが言われた意見を踏まえた中で事務局が整理をして相手に伝えたときに、新たな資料がないと、今のままで今と同じ資料じゃったら今の説明しかできないんですよ、申し訳ないんですけど。ですから、皆さんの意見は大体分かるんですけど、それをどうまとめて相手に、例えば信用できないとかというのは相手には言えないので、申し訳ないんですけど、あなたは信用できないから保留ですとは言えませんので。</p>
長原委員	<p>今回の農業委員さんの話は議事録へ登載されるでしょう。それをそのまま渡してきなさい。それだけの話。</p>
本越局長	<p>さっき自分が言いましたように、当事者の意見を聞くというのはなしでもいいんですか。そこらをちょっと、当事者を呼ぶ必要はないということでしたらまた改めて今皆さんが言われた意見を踏まえてもう一回、次回以降に再提出という格好になろうと思うんですけど、そこらだけちょっと決めとっていただければ。</p>
窪田委員	<p>ご高齢の方でもあるし、お呼びする必要はないかと思うんですけど、許可をもらったら間違いなく今の申請した内容については履行しますという誓約書はあってもいいかとは。</p>
大月委員	<p>誓約書があれば。</p>
窪田委員	<p>もう一回言います。お呼びする必要はないかと思います。高齢者でもあるし、コロナのときでもありますから。そうじゃなしに文書で、今回の申請については許可をいただいたら必ず履行しますよというような文書を、誓約書をいただいたらいいんじゃないかと思います。</p>

三見委員	1番三見ですけども、営農計画が出てるといことなんですけど、事細かく出てるんですかね。いつ圃場整備か農地改良してハウスをいつ建てる、いつ作付するというのが出てるんです。それがはっきりしないのであれば多分難しいんじゃないです。そのとおり、計画どおりやってもらってできるのであれば考える余地はあると思うんですけど、営農計画が絵に描いた餅みたいなものを出されてもこっちは納得できないので、それをきちっとやってもらやあ理由になるんじゃないです、9月にハウスを建てるとか、農地改良をいついつやるとか。それができんのであれば受け付けられないと思う。それしかないんじゃないんです。それが相手にもある意味伝わるんじゃないです、きちっと計画を出したとおりにやってもらわんといけんということで。
長原委員	営農計画のことなんじゃけど、●●歳の方が営農計画を立てられると思いますか。私は長年営農計画を立てとりますよ。経験がないと絶対できません。絵に描いた餅ですよ。どういう営農計画が出とんです。出とらんでしょうが。●●歳の方に営農計画を立てえ言うたって立てれるわけないです。県の指導機関の農業改良普及員の意見を聞いて農業改良普及員につくってもらわん限りは、ただ●●歳の個人が営農計画を立てれるわけは絶対ない。これははっきり言います。
和田主任	ご質問の営農計画ですが、今回は農地改良も含むということで、ハウスの場所について9月から農地改良に入ります。それに伴って農地法4条の申請も必要となってきますので、その申請期間も含めて計画されたものをつくられております。作付の期間も、ハウスについては令和4年1月、露地のほうについては12月から1月にかけて作付をするということで予定は出されております。申請代理人の方は農業指導員の方にも確認しつつ、本人さん確認の上、作成しておりますということで伺っております。
長原委員	今、概略を話されたんじゃないけど、収支計画はつくつとる、収入、支出の計画。毎年どれだけ利益が上がると、それから投資をどのようにしてという収支計画は出とる。出とるわけないでしょうが。
和田主任	営農計画書については既存の様式がございまして、そちらのほうには主な作付予定の作物と出荷予定先、販売の見込額ということで記載はいただいております。ただ、支出については書く欄がないということもございまして、そういう記載はございません。
長原委員	概略だけじゃないですか。細かい収支計算してないですよ、これは、聞いただけで。そう思いますよ。
議長	ありがとうございます。いろいろ意見も出されていろいろな質問等もあったんですが、これを今回は106-7については保留にさせていただきます、いろいろ意見の中で3年間そういう誓約的なものとかというのを取って次回に出させてもらいますので、よろしくお願ひします。 その他、106-7以外、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	<全員挙手>
議長	全員賛成ですので、106-7以外の議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたしました。 106-7は保留とし、次回以降に改めて出させてもらいます。 次に、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津山主査	それでは、総会議案の6ページをご覧ください。 議案第35号について説明いたします。 今月は8件の申請がございました。内訳につきましては、総会議案の9ページをご覧ください。 内容については、座って説明させていただきます。

津山主査	<p>117-1について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、●●に工場を持つ精密測定機器等の製造を営む会社です。現在、業務拡大により敷地内に工場を新設中で、新たに従業員を雇用する計画があり、手狭となっている来客用と併せ駐車場を整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、118-2について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、119-3について説明します。</p> <p>建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築業等を営む会社です。このたび本申請地に建て売り住宅9棟を建築、販売し、併せて駐車場を整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請につきましては、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、120-4について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、121-5について説明します。</p> <p>敷地拡張（宅地）への転用事案です。受人は●●に本店を置き、工場のメンテナンス事業を営む会社です。このたび社宅の敷地を整形し、利便性を向上させることを目的に隣接する申請地を社宅用の敷地として転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、122-6について説明します。</p> <p>建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築業及び不動産業を営む会社です。このたび本申請地に建て売り住宅35棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請につきましては、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、123-7について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、124-8について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、製造業を営む会社です。このたび事業拡大に伴い従業員が増えることから、従業員用駐車場を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。</p> <p>以上、説明しました8件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、30ha以上の農地の転用や第1種農地における転用は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、番号122-6を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>では、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>

議 長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、8ページ、122-6については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>＜ 全員挙手 ＞</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、8ページ、122-6については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第36号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
坂 見 主任主事	<p>議案第36号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。</p> <p>議案の11ページ、最後のページをご覧ください。</p> <p>今月は4件の申請がありました。内訳については、最後の行の記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>申請1、下黒瀬小学校から南に位置します空き家に附属する4筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号2、郷田小学校から北西に位置します空き家に附属する4筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号3、高屋町貞重集会所から北に位置します空き家に附属する1筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号4、吉川小学校から南西に位置します空き家に附属する2筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>＜ なし ＞</p>
議 長	<p>ないようですので、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>＜ なし ＞</p>
議 長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p>
議 長	<p>議案第36号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>＜ 全員挙手 ＞</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第36号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1aに設定することに決定いたします。</p>

	<p>ここで皆様にご協議いただきたいことがあります。</p> <p>瀬戸委員さんから7月20日付で東広島市長宛てに辞任願が提出されております。これを受け、東広島市長から農業委員会に対し、東広島市農業委員会の委員の辞任の同意について諮問がされております。</p> <p>ここで委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>「東広島市農業委員会委員の辞任の同意について」を議案として上程し、ご審議をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>それでは、「東広島市農業委員会委員の辞任の同意について」を議案第37号として上程し、審議することにいたします。</p> <p>ただいまから議案をお配りしますので、しばらくお待ちください。</p> <p>皆さん、議案がお手元へ届きましたでしょうか。</p> <p>それでは、この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>
豊田主任	<p>それでは、議案第37号農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による「東広島市農業委員会委員の辞任の同意について」ご説明いたします。</p> <p>これより着席してご説明させていただきます。</p> <p>配付させていただいております議案第37号をご覧ください。</p> <p>本案は、令和3年7月20日付で東広島市農業委員会委員である瀬戸則昭氏より辞任願が提出されたことに伴いまして、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により農業委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、続いて今までの経緯等について私から説明をさせていただきます。</p> <p>瀬戸委員さんにつきましては、体調を崩されて2月に入院をされたことは皆さんご存じだと思います。以降、入院を繰り返されて、6月の終わりだったと思いますが、委員の辞任の意向を示されました。そこで、事務局長と私で家族の方にお話を伺いましたが、体調が戻らず、農業委員としての職責が果たせないと判断され、辞任の気持ちを固められたということでございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p> <p>ほかの委員さんから何かありましたら。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それでは本案についてご意見等がありましたらお願いたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第37号「東広島市農業委員会委員の辞任の同意について」、同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第37号「東広島市農業委員会委員の辞任の同意について」は、同意する旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の豊田さん、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	< 豊田主任、退室 >
議長	<p>続いて、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>報告第24号から報告第27号について事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第24号から報告第27号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしました。</p> <p>そのうち、私からは報告第24号から報告第26号までの概要を報告させていただきます。</p> <p>座って報告させていただきます。</p>

<p>大 下 局 長 補 佐</p>	<p>1 ページをお願いいたします。 報告第24号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。内容については、ご覧のとおりでございます。 3 ページをお願いいたします。 報告第25号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4 ページから7 ページまでをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は12件の届出を受理いたしました。その内容については、ご覧のとおりでございます。 続いて、8 ページをお願いいたします。 報告第26号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 9 ページと10 ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は8件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは以上でございます。</p>
<p>定 井 局 長 補 佐</p>	<p>それでは、私からは報告第27号についてご説明申し上げます。 本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づき、専決処分したものでございます。 座って説明をさせていただきます。 報告事項は11ページからになります。 これは、農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、志和町内の農地について、12ページの下に掲載しておりますように、田3筆、畑5筆、合計8筆、1,154㎡を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行っております。なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認した際の写真等の資料を基に事務局から説明をさせていただき、非農地判断に同意する旨の確認書をご提出いただいております。 報告第27号については以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5のその他に入ります。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。また、事務局からありましたらお願いをいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようです。 皆様方には長時間にわたりご審議、誠にありがとうございました。 それでは、次回8月総会について大月会長職務代理者から報告をお願いいたします。</p>
<p>大 月 職 務 代 理 者</p>	<p>失礼いたします。お疲れさまです。 次回8月総会は、8月30日月曜日10時から広島中央農協会議棟にて予定しております。場所が市役所ではございませんので、総会資料が郵送されてきた場合、確認のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 以上で7月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 14番 古川 國昭 委員 15番 原 茂正 委員